

# 長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年 9月10日

改定 令和3年 9月10日

長浜市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

本市においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっていることから、地域の実態に応じた取り組みを推進し、農地利用の最適化に向けた対策の強化を図ることが求められています。

特に、中山間地では農業者の高齢化や後継者・担い手不足といった課題に加えて、基盤整備のされていない区画や形状の悪い圃場、山沿いの畑地等も多く、さらには獣害が深刻化するなど、遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく必要があります。一方で平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要があります。

さらに高齢化や従事者の減少による担い手不足に対応するため、新たな担い手の確保や新規参入の促進に向けて、取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の特性を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、「農業委員会等に関する法律」第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、本市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定めます。

## 第2 指針の期間

指針の期間は、令和3年7月20日から令和6年7月19日までの3年間とします。3年ごとの農業委員及び推進委員の改選時に検証・見直しを行うことをしており、策定から3年を迎えたため、見直しを行うものである。

なお、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたこと、「長浜市農業活性化プラン」（平成25年12月策定、令和3年3月改定）の目標年度が令和5年度（平成35年度）であることから、改定による目標等の新たな設定の状況により、令和5年度に中間見直しをするものとします。

また、当該年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

### 第3 指針の進め方（推進体制）

この指針の推進にあたっては、農業委員と各地区推進委員の連携を密にするため推進委員の担当区域をカバーするよう農業委員を配置し、農業委員が推進委員をサポートしながら両委員が一丸となって主体的に実践活動に取り組むこととします。

### 第4 具体的な目標と推進方法

#### 1 遊休農地の発生防止・解消

##### （1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
当初計画の現状 (平成30年4月)	8,010.0ha	47.8ha	0.60%
3年後の目標 (令和3年4月)	7,941.0ha	46.1ha	0.58%
改正時の現状 (令和3年4月)	7,950.0ha	45.7ha	0.57%
中間年 (令和5年4月)	7,930.0ha	45.0ha	0.57%
目標 (令和6年4月)	7,920.0ha	45.0ha	0.57%

※平成30年4月の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

※中間年の遊休農地面積は「長浜市農業活性化プラン」の目標値とする。

##### （2）遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法

###### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 優良農地の確保と保全に努め、農地の有効利用対策に取り組み、遊休農地の発生防止と解消対策の一層の強化を図るため、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査に基づき協議・検討し、調査を進めます。

なお、それぞれの調査は、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経済局長・農村振興局長通知）を踏まえた時期に実施することとします。

- 利用意向調査は、調査書によって所有者の意向を確認し、利用意向に沿った対応等が行えるよう、必要に応じて個別訪問し、対面で聞き取ることとします。
- 利用意向調査の結果を受け、農地法第34条に基づき農地の利用関係を調整し、利用者の意向を踏まえて農地中間管理機構等への貸付け手続きを進めます。
- 日常的な農地パトロールの中で行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施することとします。

②非農地判断について

- 利用状況調査で再生利用困難に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化します。

③さらなる取り組みについて

- 遊休農地の解消を率先して行うため、市と連携するとともに、農協や各土地改良区などの農業関係団体と協力し、農業委員、推進委員自ら遊休農地の発生防止・解消に努めます。
- 鳥獣被害による遊休農地の発生が懸念されていることから、市や県に対して、その発生防止や解消を促進する施策の充実・創設を提案・要望します。

2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
当初計画の現状 (平成30年4月)	8,010.0ha	5,299.7ha	66.1%
3年後の目標 (令和3年4月)	7,941.0ha	5,916.0ha	74.5%
改正時の現状 (令和3年4月)	7,950.0ha	5,531.4ha	69.6%
中間年 (令和5年4月)	7,930.0ha	6,344.0ha	80.0%
目標 (令和6年4月)	7,920.0ha	6,415.2ha	81.0%

※平成30年4月の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

※中間年の集積率は「長浜市農業活性化プラン」の目標値とする。

【参考】担い手育成・確保

	50歳以下の認定農業者数(A)	農地所有適格法人(B)
当初計画の現状(平成30年4月)	70人	47法人
3年後の目標 (令和3年4月)	88人	52法人
改正時の現状 (令和3年4月)	47人	55法人
中間年 (令和5年4月)	40人	57法人
目標 (令和6年4月)	40人	58法人

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ①「人・農地プランの作成・見直し」について

- 「人・農地プラン」の作成や見直しについて農業者等が話し合う場を通じて、農業者の意思と地域の資源に照らし、実質化された「人・農地プラン」の作成・見直しを支援します。
- 推進委員は農業委員と連携のうえ、農地の利用集積を推進する立場から、地域における「人と農地の問題」を解決するための話合いに積極的に参加し、情報収集と参加者との意見交換に取り組むとともに地域の担い手への農地集積に向けた機運づくりに努めます。

### ②農地中間管理機構等との連携について

- 農地中間管理機構、市、農協等と連携を図り、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等の情報を収集し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。
- 農業委員会は、農地中間管理機構の「地域マネージャー」、「指導員」等を農業委員会の研修や現地における話し合いの場に参加する機会を創出し、農地中間管理機構と情報を共有化し、連携強化を図ります。

### ③農地の利用調整等について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定に取り組めます。
- 中山間地域等で農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れなど、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

### ④農地利用の集積・集約化の周知について

- 農業委員等の日常活動や、農業委員会が発行する広報誌及びホームページ(通年)を活用し、農地流動化情報や農地の利用集積に係る制度の周知を図ります。

### ⑤農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

- 所有者が不明の遊休農地については、法改正の動向を注視し、必要に応じて公示手続等による利用権設定制度を活用し、農地の有効活用に努めます。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
当初計画の現状（平成30年4月）	16経営体
3年後の目標（令和3年4月）	22経営体
改正時の現状（令和3年4月）	33経営体
中間年（令和5年4月）	36経営体
目標（令和6年4月）	38経営体

※中間年の「新規参入者数」は「長浜市農業活性化プラン」の目標値とする。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携による新規参入の促進について

- 農地中間管理機構、市、農協等と連携し、農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）の情報を共有し、必要に応じて現地指導や相談支援活動など、サポートチームによる総合的な支援を実施します。

##### ②新規就農者の受入れについて

- 新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し、支援制度、融資制度・研修制度等の積極的な情報提供に努めます。

##### ③企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

##### ④農業委員会のフォローアップ活動について

- 新規就農等の促進及び遊休農地の解消の一手段として、農業に興味のある人が農業に携わる機会を創出し、農業者を増やすため、農地の下限面積を別に設定することを検討します。

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担い、新規参入者が地域に定着できるよう、助言、指導等のフォローアップのための活動を行います。